事業群評価調書(令和2年度実施)

基	本 戦 略	名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	こども政策局こども家庭課
施	策	名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	今富 洋祐
事	業群	名	総合的な児童虐待防止対策の推進	事業群関係課(室)	福祉保健課

1.計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)

児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくために、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割分担しながら、連携して支援体制を整備するとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を行います。

(取組項目)

)児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化

)児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化

	指 標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(:
事		目標値		21人以上	21人以上	21人以上	21人以上	21人以上	21人以上 (R2)	上
	児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のた めの研修受講者数	実績値	21人 (H26)	19人	17人	21人	29人		進捗状況	カ田
		達成率 /		90%	80%	100%	100%		順調	ア

(進捗状況の分析)

要保護児童対策協議会の体制強を図るため、市町職員の専門性向上を図る研修会を実施し、20市町(29人)の児童福祉主管課担当職員が受講した。各市町へ研修を受講した担当職員が配置されることで市町の相談体制強化に繋がっている。

また、市町における児童相談体制強化のためのスーパーバイザー アドバイザー派遣事業を実施するなど、市町職員の資質向上のため の事業を実施した。

佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)の建替えについては、現地職員とともに現状の建物等の課題を整理したうえで、利用者の視点にたった設計を実施した。

要保護児童対策地域協議会:虐待を受けた児童等保護や支援を要する児童・家庭について関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため県、市町に設置される組織(以下、要対協)

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

			_	事業費 (単位:千円)				事業 概要	指標(上段:活動	指標、下段	_			
事業番号	取組	事務事業名	事業	H30実績							H30目標	H30実績	達成率	マイス
番号	項目		期間	R元実績	うち 一般財源	人件費 (参考)	事業対象	令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)		主な指標	R元目標	R元実績	是这年	マヤル千皮争系の成木寺 _事
		所管課(室)名		R2計画	1.2.1.7	(,		(Time I Seems III The Seems Seems III)			R2目標			•
				44.000	24.102	4,783					38	48	126%	事業の成果
				41,900	24,102	4,703	被虐待児と	児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐	240.200	関係職員研修の実施 回数(回)	48	42	87%	・児童相談所で実施しているカウンセリ
	取組	児童虐待総合対策事 業	1104	75.000	00.700	4.770	その家庭	待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への 指導等を行った。		— ~ (—)	42			ング事業等の実施により、被虐待児童 の心のケアや保護者に対する適切な養
1	垻日	*	H21-	75,066	39,766	4,772					数値目標なし	897		育方法等について指導等を行った。 事業群の目標(指標達成)への寄与
							151521.4	児童虐待の防止等に関する法律、厚生省事務次官通	成果	ける児童虐待相談対	数値目標なし	1,053		保護者等へ適切な指導を行うことによ
		こども家庭課		85,640	42,703	4,785	根拠法令	知	JATAN	11心1年数(1年)	数値目標なし			り児童·家庭養育の安定に寄与した。

		児童虐待防止・支援体		2,874	1,438	,	市町、施 設、児童相	り市町の要対協の機能強化が図られた。 児童養	活動 指標	児童虐待防止対策を 担う市町職員の資質 向上のための研修実	1 1 100% 1 1 100%	事業の成果 ・児童虐待防止に向け、県レベルの要対協を開催するとともに児童福祉司と 同等の資格を有する職種の育成を図る
2		制強化事業	H23-	1,931	1,251	1,591	談所	護施設等には基幹的職員への研修等を実施したことで施設の専門性の向上が図られた。また、情報提供の方法の見直しを児相、市町で行った。		施回数(回) 	1 21 21 100%	ための研修会を実施した。また児童福 祉、医療、法律等の専門家を市町の要 対協に派遣した。
		こども家庭課		3,725	2,153	1,595	根拠法令	児童福祉法		担う市町職員の資質 向上のための研修受 講者数(人)	21 29 100% 21	事業群の目標(指標達成)への寄与 ・研修等の実施により、市町職員のケース対応力向上、関係機関との連携強化 に寄与した。
				1,903	1,903		市町	市町において、要対協の調整機関の職員の専門性強化及び要対協構成員の連携強化を図るととともに、要対協と市町が実施した乳児家庭への	活動指標	市町の児童福祉司 資格取得者数(人)	12 12 100% 12 11 92%	事業の成果 ・児童福祉司任用資格取得のための研 修や専門的研修の受講などにより、市
3	取組項目	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	H26-	1,786	1,786		וייין	全戸訪問や餐育文援訪問事業との連携を図った。また、虐待防止等リーフレット等による、地域 住民への周知を図った。	成果	沈果 事業を実施した市町 数(市町)	12 18 11 61%	町要対協に配置される専門職を確保した。 事業群の目標(指標達成)への寄与
		こども家庭課		2,931	2,931	798	根拠法令				18 11 61% 18	・研修等の実施により、職員の市町要対協調整機関職員の専門性確保に寄与した。
		佐世保こども・女性・障					児童相談	老朽化し、狭隘な佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)について、令和4年度ま	活動指標	工事の進捗内容	地盤調査・設計 地盤調査・設計 100%	事業の成果 ・現場職員とともに、現状の課題を精査 し、改善点を整理することで、利用者の
4		害者支援センター建替費	R元-	41,754	2,700	2,386	所の利用 者	での建替え完了を目指し、利用者の利便性向上 を図るため、建物の設計作業を行った。				視点にたった建物の設計を実施した。 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・一時保護所の部屋数や相談室の増加、市町等との協議や関係者の研修の
		福祉保健課		540,069	33,900	2,392	根拠法令	児童福祉法	成果指標	工事の進捗率(%)	8 8 100% 65	加、川町寺との城議で東京省の地域が ための会議室の面積の増加等により、 連携体制の強化、総合支援の円滑化に 寄与した。

3.実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化

実績の検証及び解決すべき課題

- ·児童相談所職員研修会については、職場の経験年数や役職等に応じて習得すべき必要な知識や役割があるため、特化した分野で研修を実施する必要がある。
- ・児童相談所と警察等の連携が図られ、面前DVや身体的虐待を受けた児童のきょうだいにも心理的虐待があったとして 通告する案件が増加しており、関係機関との情報共有・役割分担が必要である。

令和元年度児童虐待相談件数1,053件。前年度(平成30年度898件)より、155件増加。警察から児童相談所への相談件数(通告、照会)509件。前年度(平成30年度425件)より、84件増加。

児童虐待の防止に向けた児相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化

実績の検証及び解決すべき課題

- ·児童虐待の防止対策を図るため、要保護児童対策調整機関担当者研修会を実施し、市町職員(要対協調整機関職員)の専門性の強化を図った(延べ29人)。
- ・児童福祉法改正に伴い、県や市町の役割・責務が明確化されたことから、これまでのスーパーバイザー派遣等の市町の体制強化に加え、県や市町がその役割を適切に遂行し、適切に役割分担をするための共通マニュアルとして指針を作成する必要がある。
- ・児童養護施設等の職員に対して、職員の入れ替わりも考慮し、被措置児童等虐待等を防止するための研修を継続する・児童養護施設等の職員への被措置必要がある。なお、市町の児童虐待等に従事する職員のうち、前年から在籍する職員については、研修受講を見合わせ 町職員の専門性の向上を図っていく。る者がいる
- ·児童相談所(佐世保こども·女性·障害者支援センター)が老朽化し、狭隘であるため、早期の建替えにより、保護児童の環境改善や利用者の利便性の向上を図るほか、関係機関との連携を強化する必要がある。

課題解決に向けた方向性

- ・今後も継続して、キャリア別(新任中堅、係長以上等)に応じた内容の研修を実施する。
- ・児童虐待に関する情報共有を図るため児童相談所と警察の間で協定に基づき、児童虐待の 未然防止と早期発見に努めるとともに、児相と市町の適切な役割分担が必要である。

課題解決に向けた方向性

- ·引続き、専門性を持った市町職員(要対協調整機関職員)の継続的な育成及び専門性の向上に資する研修や児童福祉法改正により義務化された研修を、継続して実施する。
- ・児童福祉法改正に伴い、県や市町の役割・責務が明確化されたことから、これまでのスーパーバイザー派遣等の市町の体制強化に加え、県や市町がその役割を適切に遂行し、適切に役割分担をするための共通マニュアルとして指針を作成する。
- ・児童養護施設等の職員への被措置児童等虐待等をテーマにした研修を継続して実施し、市町職員の専門性の向上を図っていく。
- ·児童相談所(佐世保こども·女性·障害者支援センター)が老朽化し、狭隘であるため、早期の建替えにより、保護児童の環境改善や利用者の利便性の向上を図るほか、関係機関との連携を強化する必要がある。

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容	令和3年度事業の実施に向けた方向性								
番号	項目	所管課(室)名	(令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	事業構築の視点 見直しの方向	見直し区分							
1	取組項目	児童虐待総合対策事 業		虐待相談件数は年々増加しており、困難事例も増えていることから、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、重層的な支援を行なうため、児童福祉法の改正を踏まえた研修等により、引続き職員一人ひとりの専門性の強化を図っていく。	現状維持							
		こども家庭課										
2		1,532,103,31	平成28年度改正児童福祉法の内容を踏まえて、平成30年度から、市町へのヒアリングを行うなど「市町と児童相談所の連携指針」策定作業を実施しており、本年度中に、児相と市町の役割・責務の適切な分担を市町へ示す予定。	専門性を要する市町要対協に配置される職員の児童福祉司資格取得のための研修及び市町職員	現状維持							
		こども家庭課										
3	取組項目			平成28年度の児童福祉法改正により、児童や家庭に対する支援は、身近な場所である市町村が役割・責務を担うとされたことから、在宅ケースを中心とする支援のための拠点整備が必要である。関係機関間の調整等を行う要対協に配置される専門職については、研修受講等により、児童福祉司の資格を取得させることにより、育成・確保を継続的に実施する必要がある。そのため、研修のアンケート調査結果等を踏まえ、さらに職員一人ひとりの専門性の強化を図っていく。	改善							
		こども家庭課		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								
4		質	建物の設計にあたって、公共施設の集約化等、必要な面積 の適正化を図りつつ、利用者の視点に立った機能の充実を図 るため、一時保護所や相談室の配置、障害者用の駐車場の 配置の見直しを行った。	設計内容を十分に反映させたうえで、一体化する県北少年サポートセンターや障害者支援施設と 建物の運用に関する具体的な協議を行い、円滑に連携できる建物を建設することで、連携体制や支援の強化を図る。	現状維持							
		福祉保健課										

注: ¹2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための 工夫を検討・実施できているか。

視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。

視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。

視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。

視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。

視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。

その他の視点